第11期第2回 東京地方労働審議会 港湾労働部会 議事録

日 時 令和5年2月6日(月)

 $15:15\sim16:45$

場所 東京労働局海岸庁舎

4 F 会議室

課長補佐

お待たせいたしました。定刻より少し前でございますが、ただいまから 第11期第2回、東京地方労働審議会港湾労働部会を開催させていただき ます。

委員の皆様方には御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとう ございます。私は、当部会の進行を務めさせていただきます東京労働局職 業対策課長補佐の渡邉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、当審議会の運営に関しまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、本日お配りしています資料の配付資料1、東京地方労働審議会港湾労働部会規程集を御覧ください。表紙をめくっていただきまして1ページに厚生労働省組織令の抜粋がございますが、この組織令第156条の2に地方労働審議会の設置と関係労働法令の施行、並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査、審議する旨、規定されておりまして、この法令の中に港湾労働法が含まれております。

続きまして、2ページを御覧ください。地方労働審議会令でございますが、第4条に委員の任期等の規定がございます。委員の任期は2年、委員は再任されることができるとなっております。

3ページを御覧ください。第6条は部会に関する規定となっております。 第1項におきまして、部会の設置、第4項に部会長の選任、第6項に部会 長の職務代理にかかる取扱いが定められております。第8条は、議事にか かる規定でございます。審議会は委員及び議事に関係ある臨時委員の3分 の2以上、または労働者関係委員、使用者関係委員及び公益関係委員の各 3分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができないと なっております。 次に、5ページを御覧ください。こちらは東京地方労働審議会運営規程 でございます。第5条におきまして、会議は原則公開の取扱いとなってお ります。第6条第1項は、議事録の作成と議事録への署名、第2項におき まして議事録及び会議資料の原則公開が規定されております。

なお、議事録における発言者名も公開されることとなりますので、あら かじめ御承知いただきますようお願い申し上げます。

6ページを御覧ください。第9条第3号に港湾労働部会の設置が規定されております。

7ページを御覧ください。こちらは地方労働審議会港湾労働部会運営規程でございます。第2条に委員の人数といたしまして、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者は、各5名となっております。

以上、当審議会の運営等に関する概要を御説明させていただきました。 それでは、部会の開催に当たりまして、東京労働局職業安定部長の永野から御挨拶申し上げます。

職業安定部長

ただいま御紹介のありました東京労働局職業安定部長、永野でございます。本日お集まりの各委員の皆様方におかれましては御多忙の中、第11期第2回の東京地方労働審議会港湾労働部会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また日頃から私ども東京労働局、並びにハローワーク品川の業務運営、とりわけ港湾労働関係業務の円滑な運営につきまして、格別な御理解と御協力を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼を申し上げます。

また本日、この会に先立ちまして、現場見学ということでダイトーコーポレーション様には大変骨折りいただきまして、厚く感謝を申し上げます。 ありがとうございます。

さて、最近の経済の動き等でございますけれども、コロナのほうも第8 波、ようやく東京都内、昨日も2,000人台ということで、減少傾向と いうことでございます。そういった中で国内の移動ですとか行動制限、こ れが緩和をされまして、外国からの入国制限も大幅に緩和をされてきてお ります。内閣府にて発表しております直近の月例経済報告を見ますと、「景 気はこのところ一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直している。」という判断がされているところでございます。私どもの先週発表いたしました東京都内の雇用情勢につきましても、有効求人倍率が12月現在で1.68倍ということでございまして、こちらも確実に持ち直しの傾向が続いているところでございます。ただ、コロナが始まる前の令和元年度の数値を見ますと、やはり2倍台という高い水準で推移をしてきておりますので、まだそこの水準にはまだ及んでいないという状況がございます。

そういった中で、現政権の大きな政策課題といたしましては、今回の経済対策におきまして、「構造的な賃上げに向けての人への投資の抜本的な強化と成長分野への労働移動」これを同時に進めるんだということになっているわけでございます。具体的には、まだウクライナの問題ですとか資源高騰の問題、国際的な課題も様々あるところでございますけれども、昨年10月に閣議決定をされております「物価高克服経済再生実現のための総合経済対策」において、「足元の物価高などの難局を乗り越えて、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せて、日本経済の再生を図る」そういうことが方針として掲げられたところでございます。こうした中にございまして、東京労働局といたしましても「新型コロナウイルス感染症による雇用への影響を踏まえた総合労働行政機関としての施策の推進」、それから「職業訓練の推進によるキャリア形成の促進」、そして「高年齢者や障害者、外国人、それから就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍の促進」、こういったことに取り組んでいるところでございます。

さて、港湾の話に目を向けますと、東京都における昨年1月から6月までの上半期の取扱貨物量、前年同期比で1.7%減少とは聞いておりますけれども、依然としてコンテナの取扱数、これは国内のトップを誇っておりまして、東京都民はもちろん首都圏の4,000万人の生活、あるいは産業活動を支える重要な役割を担っているところでございます。こうした状況の中で、私ども東京労働局といたしましても港湾運送業界が、この業務の波動性など、特有の労働環境の中にあって、様々な課題に労使の皆様方が力を合わせて進めていただいているということを十分に認識をしてい

るところでございます。

先ほどの大井ふ頭ターミナルのように、近年のコンテナ化、大型機械化という港湾荷役の進展など、環境が変化をいたしましても労働力の適正な管理、安全面の適正な確保、こういったことに関しては変わらず、重要な事項であると認識をしているところでございます。私ども労働行政、とりわけ職業安定行政といたしましては、港湾労働法の港湾雇用安定等計画に基づきまして、港湾における労働力の確保、それから港湾労働者の方々の雇用の安定、福祉の増進等を図りまして、関係機関との密接な連携の下に港湾労働法の遵守の徹底と雇用の秩序の維持に向けた取組をさらに展開をしてまいりたいと考えているところでございます。

結びに、本部会につきましては令和2年2月の対面開催の後、新型コロナの影響で書面開催が続きまして、ようやく3年ぶりに皆さんお集まりの形で開催をすることができました。この後、担当から取扱状況等につきまして御報告をさせていただきますので、各委員の皆様方には活発な御意見等賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが私の開会の挨拶にさせていただきたいと思います。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐

続きまして、本日御出席の各委員の皆様方を御紹介させていただきます。 まず、公益代表委員から御紹介申し上げます。公益代表委員の石﨑委員で ございます。

石﨑委員 石﨑でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐 同じく、安齋委員でございます。

安齋委員 安齋でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐 同じく、竹内委員でございます。

竹内委員 竹内でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐 同じく、志村委員でございます。

志村委員 志村でございます。よろしくお願いします。

課長補佐なお、野川委員につきましては、本日所用により欠席でございます。

続きまして、労働者代表委員を御紹介申し上げます。労働者代表委員の 水間委員でございます。 水間委員 水間でございます。よろしくお願いします。

課長補佐 同じく、佐塚委員でございます。

佐塚委員 佐塚でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐 同じく、大滝委員でございます。

大滝委員 大滝です。よろしくお願いします。

課長補佐 同じく、古田委員でございます。

古田委員 古田でございます。よろしくお願いします。

課長補佐なお、内田委員につきましては、本日所用により欠席でございます。

次に、使用者代表委員を御紹介申し上げます。使用者代表委員の鶴岡委

員でございます。

鶴岡委員 鶴岡でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐 同じく、松川委員でございます。

松川委員 松川でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐 同じく、永澤委員でございます。

永澤委員 永澤でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐 同じく、髙木委員でございます。

髙木委員 髙木でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐 同じく、田原委員でございます。

田原委員 田原でございます。どうぞよろしくお願いします。

課長補佐 次に専門委員を御紹介申し上げます。関東運輸局東京運輸支局次長の西

川委員でございます。

西川委員 西川です。よろしくお願いいたします。

課長補佐なお、東京都港湾局長の矢岡委員につきましては、所用により欠席でご

ざいます。

次に、関係機関の方を御紹介申し上げます。一般財団法人港湾労働安定 協会東京支部、中野支部長でございます。

中野支部長中野でございます。よろしくお願いします。

課長補佐 最後に、事務局職員を紹介させていただきます。

改めまして、先ほど御挨拶差し上げました東京労働局職業安定部長の永 野でございます。 職業安定部長どうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐 同じく、職業安定部職業対策課長の山本でございます。

職業対策課長 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐 品川公共職業安定所所長の赤尾でございます。

職業安定所所長 赤尾です。よろしくお願いいたします。

課長補佐同じく、雇用開発第二部長の大原でございます。

雇用開発第二部長 大原でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐同じく、港湾労働課長の古川でございます。

港湾労働課長 古川です。よろしくお願いします。

課長補佐 以上で紹介を終わらせていただきます。

次に、議事に入ります前にお手元に配付してございます本日の資料について、確認させていただきます。

まず会議次第でございますが、併せて出席者名簿と委員名簿をつけさせていただいております。なお、委員名簿の役職に一部誤りがございました。 既に修正版を配付させていただいております。おわびして訂正させていただきます。

配付資料1は、先ほど御覧いただきました東京地方労働審議会港湾労働部会規程集でございます。

次に、配付資料2、第11期第2回東京地方労働審議会港湾労働部会、 資料「港湾就労者就労状況等について」でございます。こちらは次第6、 港湾労働法施行状況等についての説明の際に使用いたします。

続いて、参考資料といたしまして、第11期第2回東京地方労働審議会 港湾労働部会参考資料でございます。

配付資料は以上でございます。

これより議事に入らせていただきますが、発言につきましては着座のままお願いいたします。また、議事進行につきましては、本来第11期部会長をお願いしております野川委員が急遽御欠席のため、地方労働審議会令、第6条の規定により、部会長から代理指名のありました安齋委員にお願いしたいと思います。安齋委員、よろしくお願いいたします。

安齋委員 それでは、次第に従いまして進行させていただきます。委員の皆様には、

それぞれの立場を代表して御意見いただきますとともに、議事運営が円滑 に進みますように御協力をお願いいたします。

それでは、議事を始めるに当たり事務局より定数の確認状況を報告して ください。

課長補佐

本日の委員の出席状況を御報告させていただきます。委員定数 1 5 名の うち 1 3 名出席され、定数の 3 分の 2 に達しておりますので、地方労働審議会令第 8 条の規定を満たしていることを御報告いたします。

安齋委員

ありがとうございます。次に、今回の議事録の署名委員につきましては、 労働者代表の大滝委員、使用者代表の永澤委員にお願いいたします。大滝 委員、永澤委員、よろしいでしょうか。

(両委員承諾)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、港湾労働者就労状況等についてでございます。初めに事 務局から御説明お願いいたします。

職業対策課長

東京労働局職業安定部職業対策課長の山本でございます。改めて、委員の皆様方には港湾労働対策の運営に当たり、格別な御協力をいただいておりますこと、御礼申し上げます。

私からは、配付資料2の第11期第2回東京地方労働審議会港湾労働部会、資料「港湾労働者就労状況等について」に基づき、御説明させていただきます。配付資料2の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧いただきたいと思います。目次項目のうち、私からの説明は1ページの「東京港常労働者就労状況」及び2ページ目の「東京港港湾労働者就労状況(全作業)」について、御説明申し上げます。なお、目次の9ページ、「令和4年度港湾労働者派遣業務取扱状況」及び10ページ、「令和3年度港湾労働者派遣業務取扱状況」につきましては、後ほど一般財団法人港湾労働安定協会東京支部の中野支部長に御説明をお願いしておるところでございます。

それでは、まず1ページ目の「東京港常用港湾労働者就労状況」を御覧ください。この表は、平成27年度から令和4年度11月末までの期間に東京港で働く常用港湾労働者の就労状況を時系列で示しておるところでご

ざいます。ここでいう常用港湾労働者とは、期間の定めなく雇用されている港湾労働者、または2か月を超える期間を定めて雇用されている港湾労働者となります。

現在、東京港におきましては港湾労働法の適用を受けて営業している事業者は139社ございます。この表は、その事業所に所属し、常用労働者として船内作業、沿岸作業、倉庫作業などの港湾荷役についている労働者の就労状況をまとめた資料となります。

左側、①欄の「月末現在有効者数」を御覧ください。令和4年11月末 現在までの数字でございますが、港湾荷役作業に従事する港湾労働者証を 所持している常用労働者数の人数でございます。

表を上から御覧いただきますと、まずは各年度末の有効求職者数として 平成27年度から令和3年度までの7年間を掲載させております。27年 度、28年度は4,400人台でしたが、29年度以降は4,500から 4,600人台となり、令和3年度には表の中央部分でございますが、4, 700人を超える月も生じておりました。ここ1年ぐらいは4,500人 台を推移しているという状況でございます。直近の11月では14か月ぶ りに4,600人台という状況になっておるところでございます。

また、その右にございます内訳として、女性労働者に着目いたしますと、 年々少しずつではございますが増加しておる状況でございます。直近の1 1月では150名となっており、女性の活躍の場が着実に広がってきてい るものと考えておるところでございます。

続きまして、②欄、「就労実人員」を御覧ください。「就労実人員」とは、①段の港湾労働者証を所持する常用労働者のうち、実際に港湾荷役作業に従事した人数でございます。東京港におきましては、平均4,000名を超える方が港湾荷役作業に精励されておりますが、コロナ感染症による行動制限が実施された令和2年などは、実人員が減少し、昨年8月には3,500人台まで減少したところでございます。現在はコロナ前の4,000人台に戻っておるところでございます。

なお、②欄の「就労実人員」と①欄「有効求職者」に差があるのは港湾 労働者証を所持していたとしても、その月に港湾荷役作業に従事しなかっ た方がいるためでございます。

続きまして、③欄の「就労延数」につきましては、港湾荷役の特徴である波動性により、増減がございます。本年度における月平均では表の一番下でございますが、80,554日で、前年度から0.2%のプラスと、ほぼ同水準で推移しておるところでございます。

この就労延数の業務別構成割合を見ますと、表の一番下でございますが、 ④欄の船内作業の月平均は、13,391日で、全体の16.6%。⑤欄 の沿岸・倉庫作業が62,594日で、全体の77.7%。⑥欄のその他、 はしけ、いかだ、あるいは船舶貨物整備等で4,569日、全体の5.7 %というところになっております。

また、一番右側、⑦欄でございますが、1人当たりの平均就労日数、こちらを御覧いただきますと、月平均19.5日となっておるところでございます。こちらにつきましても、コロナ前の水準に戻っているというところでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。「東京港港湾労働者就労状況(全作業)」でございます。この表は、東京港で働く港湾労働者の就労状況を 労働者の雇用形態別に示しておるところでございます。

3ページから8ページまでは、作業別の内訳でございます。船内、はしけ、沿岸、いかだ、船舶貨物整備作業、倉庫の就労状況を示しており、2ページの全作業は、その総括表という構成になっております。

港湾運送の分野におきましては、高度な技術、技能を有する労働者を、より積極的に確保していく方策が求められており、港湾運送の業務に従事する労働者につきましては、常用雇用し、計画的な教育訓練を受けることにより、高度な技術、技能を有する労働者を育成していくことが重要でございます。そのため、港湾労働者の雇用の安定や能力開発の向上等を目的とする港湾労働法では、各事業主に雇用される常用労働者による作業を原則としており、また港湾運送の波動性に対応した企業外労働力については、まず港湾労働者派遣制度に基づく労働者派遣を活用いただき、必要な労働力を確保できない場合にハローワークの紹介による日雇労働者の雇い入れ、さらに、その紹介が受けられない場合には、例外的に日雇労働者の直接雇

用が認められておるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、この表について御説明させていただきます。表の構成といたしましては、一番左の①欄は港湾労働者全体の就労の 延べ日数となっております。

②欄の「企業常用雇用労働者」から、⑥欄の「日雇労働者のうち直接雇用」まで、雇用形態別の就労状況を記載しております。

表の下から2段目の段、令和4年度の4月から11月までの8か月の合計となりますが、①欄、「就労延数(合計)」は、667,006日で、このうち②欄、企業常用雇用労働者数は644,432日と全体の96.6%を常用雇用労働者が占めていることになります。このように東京港における港湾作業は、かなり高い比率で企業内の常用労働者によって行われており、港湾労働法が求める安定した雇用関係に基づいた健全な運営が一定程度定着していると認識しておるところでございます。残りの3.4%、延べ日数にして22,574日、③欄539日と4欄22,035日の合計でございますが、これが企業外労働力ということになります。これは港湾労働者派遣、安定所紹介の日雇労働者及び直接雇用の日雇労働者となります。

企業外労働力の活用につきましては、直接雇用の日雇労働者の割合が最も高く、各年度とも全体の9割以上を占めておるところでございます。港湾労働者派遣による就労延日数は企業外労働力の2%ほどとなっておるところでございます。

お配りしている資料にはございませんが、6大港全体を見ますと企業外 労働力に占める港湾労働者派遣の割合が令和2年度の平均で10.6%に なっておりますので、こちらと比較すると東京港の港湾労働者派遣制度の 活用は低い状況というところでございます。

先ほど、御説明いたしましたが、常用労働者以外で作業をする場合は、 例外的に日雇労働者の直接雇用が認められているものでございます。この ため、今後とも各事業主の皆様に対して、港湾労働者派遣制度の利用促進 をお願いしていく必要があると考えておるところでございます。

なお、先ほども御説明したとおり、3ページ目以降は作業別の内訳の就

労状況を記してございますので、こちらを各委員の皆様は後ほど御覧いた だければと思っております。

以上、東京港における港湾労働者の就労状況の概要について、御説明させていただきました。今後とも港湾労働法に基づき、東京港における雇用秩序の維持及び港湾労働者の雇用の安定、港湾労働者の福祉の増進を図るという趣旨の達成に向けて、引き続き、本日御出席いただいております関係機関や団体の皆様と有機的な連携を図っていきたいと思っております。今後とも皆様の御協力をお願い申し上げまして、私の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

安齋委員

ありがとうございました。次に、港湾労働者派遣事業業務取扱状況につきまして、一般財団法人港湾労働安定協会、東京支部から御説明をお願い したいと思います。支部長、お願いいたします。

中野支部長

港湾労働安定協会、東京支部の中野でございます。座らせていただきます。皆様方には日頃より当協会支部、さらには雇用安定センターの業務運営について、御理解と御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。 この場をかりて、厚く御礼申し上げます。

それでは、先ほどと同じ資料2の9ページを開いてください。私ども東京支部の資料は、この9ページと最後の10ページになっておりますが、10ページについては令和3年度、去年のものでありますので、労働局さんと同じように今年の11月末の数字で説明したいと思います。

9ページの上の枠の中段、11月というところを横に説明していきますが、まず派遣元事業所の事業所実数が35となっておりますが、先ほど労働局さんの説明にもございましたように、東京港で11月末現在で港湾労働法の適応事業所が139ございます。そのうちの35店社が派遣の許可を取得しているということでございます。

そして右にいきまして、その35店社の派遣の対象労働者の数が793人、この数も先ほどの説明にあった11月末の常用港湾労働者の数というのが一番最初に出てきましたが、4,619人に対して793人ということで、大体17%ぐらいの割合だと思っていただければ結構だと思います。さらに右にいきまして、あっ旋の申込みなんですが、私ども雇用安定セン

ターにあっ旋の申込みをしてもらっている事業所の数が28、件数が1, 173、人数が4,754となっております。

そのうち、さらに右にいきまして、あっ旋の状況ですが、先ほどの申込みに対してあっ旋状況の件数は22件、人数が69人、派遣元の事業所数が3、実人員が29で、派遣先の事業所も3となっております。

下のほうが年度別の月平均の表ですが、簡単に特徴的なところを説明しますと、上と同じ項目ですが、一番左の派遣元の事業所が13年間出ておりますが、平成21年度に35店社、今と一緒ですが、途中で36、平成26年度に37、今より二つ多いですが、そのときが対象労働者数のピークで、そこから36、35と数が減少しております。あっ旋申込みの事業所も13年前24だったものが、30年度の30がピークです。それから減少していって、去年は27です。件数や人数については波動性もありますので、上がったり下がったりを繰り返しているような状況です。ただ、件数は21年度720に対して、去年は1,000を超えていますので、この辺は確実に増えております。人数についても3,300ぐらいだったものが4,400を超えています。一番右のあっせんの状況についても、大体似たような数字で上がったり下がったりしていますが、人数については、去年は126ということで大台を超えたような状況となっております。

安齋委員

ありがとうございました。ただいま事務局と港湾労働安定協会東京支部 から説明がありました内容につきまして、御意見、御質問がありましたら 御発言願います。お願いいたします。

私からは以上、簡単ですが説明させていただきました。

竹内委員

公益委員の竹内でございます。せっかくの機会ですので、2点お伺いさせていただければと思います。

1点目は、東京労働局の職業安定部より説明がありました部分のところですけども、企業の常用雇用労働者等について、数字の御説明をいただいたところでございます。雇用の安定という側面から常用している人を中心に雇用が図られていくように、というお話でございました。この表の中で説明されております企業常用雇用の労働者について、御説明があったところですけども、無期雇用で雇用されている人と、それに加えて、基本的に

間違いがなければ2か月以上の期間を定めて雇用されている人という御説 明だったと記憶しております。その点に関して、非雇用で雇用されている 労働者と2か月以上の、しかしながら、その期間を定めて有期雇用で雇用 されている労働者、その内訳等について何かお分かりでしたら教えていた だきたいというのが1点目でございます。

質問は全てまとめて申し上げてもよろしいですか。

(肯定)

あと2点目は、港湾労働者の雇用安定センターからの御説明にも関わる、あるいは職業安定部からの説明にも関わるところかと思いますけれども、港湾労働者派遣につきまして、あっ旋の申込み等の人数というのは4,000人なりあるわけですけども、実際にあっ旋できているのは、その4,000人に比べれば非常に少ない数であると。これは私が委員として経験が浅くて、単に知らないだけかもしれませんが、実際にあっ旋が成立に至る件数が非常に少ないということについて、御事情分かるところがあれば教えていただきたいのが2点目でございます。よろしくお願いします。

中野支部長

2つ目の質問について私が先に答えてよろしいですか。

あっ旋申込みに対して、実際それが成功したのが少ないのではないかと。 私は、去年の7月1日から今の職に就いているのですが、日々こういった 数字を見ていて、私自身も何でだろうと思いまして、いろいろ聞いたり調 べたりしている中で、やっぱり根底には人材不足があるみたいで、例えば ここ数年、A社さんとかB社さんという企業が派遣元となっているんですが、 周りの企業に労働者を派遣していたのが、最近ではA社さんすら誰か派遣し てと手を挙げるような状況になっていると聞いています。そういった背景 がある中で、あっ旋申込みして不調に終わったら、日雇労働者を雇える制 度になっているという部分も、多分に影響していると思います。

竹内委員

非常に詳細な説明ありがとうございました。

職業対策課長

前段の質問の回答でございますが、統計数字ということでは取っておりません。港湾労働法の中では、日雇労働者か日雇労働者以外かというところでのカウントになっておりまして、詳細な内訳というのは取っていないというところでございます。

竹内委員

どうもありがとうございました。これは実務に携わられていらっしゃる 方には釈迦に説法なところがございますけども、無期に雇用されているの と有期に雇用されているというのは、法的な雇用の安定の立場というのは 違うところがございまして、可能でありましたら今後、調査等を行う際に 有期か無期かというふうなところを区別して数字を取れるような形で御検 討をいただければ、これは希望でございますけれども、御検討いただければ幸いでございます。どうもありがとうございました。

職業対策課長

御提案ありがとうございました。

安齋委員

ほかに御意見、御質問ある方いらっしゃいませんでしょうか。はい、どうぞ。

松川委員

使用者代表委員のダイトーコーポレーションの松川でございます。まず本日、私どものオペレートしております大井1号、2号、御見学に来てくださいましてありがとうございました。拙い説明でございましたけれども、皆さんの御理解の一助になれば幸いでございます。

私からの質問でございますけれども、2点ございまして、まず1つ目は、職業安定部様より御説明いただきました資料1の1、表紙めくって1ページ目の資料に女性の人数が書かれております。例えば、令和4年度11月ですと、全体で4,619人のうち女性が150人ということで記載されていますけども、僅か3%ぐらいですよね。この数字自体に、どのようにお感じになっているかというのを、まず根本的な部分なんですが、職業安定部さんとしてどのように感じていらっしゃるか、どのように受け止めていらっしゃるかというのをお聞きしたいのが1つです。歴史的にも、ずっとこの低レベルで、先ほど着実に増えているとおっしゃいましたけれども、増えていても3%程度ということですよね。これがどのようにお感じになっているかという根本的な部分、1つですね。

それと、もう1つは、このような労働者の実態でございます。本日、大井の1、2号の作業現場を御覧いただきましたけれども、女性を一人も目にしなかったと思います。男性しか現場に、この数字を見る限り全くいないわけじゃないんですが、なかなか女性にとっては人気のない職場かなと思っております。それで、人員構成がこういう状態ですから、例えば、事

務所の中の女性用のトイレですとか、更衣室ですとか、シャワールームで すとか、そういうものって整っていないんですね。例えば、東京都の港湾 局さんが長期構想というのをつくられて、公表されていらっしゃいますけ ども、その中には将来、例えば、託児所を設けるというようなのもあった ように記憶していますが、それよりも前に、まずトイレがない、更衣室が ない、シャワーを浴びるスペースもない。そういうような状況でございま して、これは卵が先かの議論になるかもしれないんですけども、そのよう な女性の方々が気持ちよく働けるような現場ではないということが、港湾 セクターへの女性の活躍の場というのが、なかなか考えていただけないと いうか、進出を妨げている1つの要因ではなかろうかというように愚考し ます。港湾施設は事業者が建物を建てている、事業者の責任の部分と、そ れから都の施設をお借りしているというのもございますので、都の施設の 場合には都にそういう施設を造っていただきたいと思っていますし、それ から事業者の責任といってもいろいろお金がかかる話ですから、例えば、 助成金などをお考えいただくとか、そういうような総合的な施策というも のまでお考えかどうかというのを、2つ目の質問でさせていただきます。 お願いいたします。

職業対策課長

御質問ありがとうございます。4,619人のうち150人、11月末、これが多いか少ないかと言われれば、多くはないのかなというところでございます。会議の前段で私どもの職業安定部長が、これから高齢社会に突入するときに、もちろん高齢者も障害者も外国人も就職氷河期の人たちも、また女性の人たちも巻き込んで労働力というのは確保しなきゃいけないというところ、総合的にはそう考えておるところでございますので、この150人が多いのか少ないのかと言われれば、まだまだ少ないのかなというところではございますが、やれる仕事というのもあるのかなというふうには私、今日の見学でも見て考えておりました。案内された方にガントリークレーンを運転される女性いるんですかと言ったら、女性は一人もいませんということでございました。あれが素人から見て、女性ができるかどうかはちょっと不明ですが、体力勝負というところはない職域というのはあるのかなと思っておりますので、そういったところも、まだまだ港湾の

作業自体を女性の方が目に触れることもないので、なかなか応募というと ころには至らない部分もあろうかと思いますので、そういった意味で港湾 の魅力というのも業界の方たちと手を携えて、連携して広報に努めたいと 思っておるところでございます。

また職場環境、福利厚生を含めた職場環境の整備の助成金でございますが、本省のほうにそのような意見があったというところは申し伝えたいと思っておるところでございます。以上でございます。

松川委員

どうもありがとうございました。港湾の現場の仕事が女性の方々でできるのか、できないのかというお考えについては、いろいろ意見のある方々いらっしゃると思いますが、船内は大変でしょうけど沿岸でしたらできる、あるいは逆にやってみたいという女性の方いらっしゃってもおかしくないと思うんですけども、クレーンの運転ですとか。なので、女性も働ける職場だという認識というのは、我々使用者としては、そう思っているつもりなんですけども、どうやって実際女性の方に来ていただく、気持ちよく働いていただく職場をつくっていくかというのは頭の痛いところではあります。ありがとうございました。

職業安定部長

私からも、ちょっと一言申したいと思います。確かに以前に建設業界で、やはり同じような状況がございまして、なかなか女性の技能工が入ってこないというようなところで。例えば、福利厚生、先ほどシャワー室が男性用しかないとか、そういったときに現場、建設の場合は飯場があちこちに移動しますので、その移動先でシャワーが使えるような、リフレッシュカーというようなものを、改造車ですけれども、キャンピングカーみたいなものを国の助成金を使って、そういった車を導入するとか、そういったような制度が以前ございました。また女性の方にどんどん入っていただくために、業界全体の魅力をアピールして、こういう仕事をやっていきたいというようなお気持ちになっていただくための、その魅力発信の事業というものもやっておりました。特に新卒で入られるような方の場合ですと、親御さんの意見も結構、重要でして、また学校の先生が進路指導の中で、じゃあ建設業、こういう業界だから考えてみたらどうかというようなことを言うときに、先生方がその業界のことを理解していないと、生徒に説明がで

きないという状況もあるんですね。そういったことも含めて、学校で進路 指導に当たる先生方、それからあと、保護者の方にも現場を見てもらって、 なかなか車がすごく行き交うところは、もちろん我々も今日も非常に安全 に気をつけて見学をさせていただきましたけれども、建設業の場合、以前 は3Kというような言葉もありましたけれども、そういった環境は今、非 常に改善をされているので、そういったところを実際に見ていただいて、 安心して応募していただこうというような取組は業界とタイアップをして やっていたということもございますので、ぜひ港湾の業界も、業界団体の 皆さん、あるいは各社さんと協力をして、そういった形の行事とか、そう いったものに取り組めればいいかなというふうに思っております。

たまたま今年、年始にある会社さん、港湾関係の事業者さんとお話をしたときにも、やはり若い人の入ってくる率がちょっとなかなか今、人材が採れないんだというようなお話がございまして、やっぱりそこは、その業界の中をもっとアピールして、魅力というものに気づいていただいて、手を挙げていただこうという、何かそういうことを一緒にやれたらいいですね、なんていう話もちょっと年始にしておりまして。助成金は我々だけではどうにもなりませんので、これは厚生労働本省のほうにお伝えをさせていただきたいと、もちろん思いますけれども、東京レベルでできるようなことであれば御相談いただいて、そういった取組を今後も進めることもできるかなというふうに思っておりますので、業界団体さんを通じてでも結構ですし、個別の企業さんだけですとなかなか難しい部分もあろうかと思いますので、団体を挙げてといいますか、業界を挙げて我々と連携ができればというふうに思っておるところでございます。

松川委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

佐塚委員

組合員として御意見させていただきたいと思います。今、松川社長様から女性の労働者の話がありましたが、組合員としても非常にその辺力を入れようとしております。実は、今度3月8日・9日、中央行動で国交省、厚労省はもちろんのこと、機関のほうに交渉に参ります。その際にも、今、特に上げているのが魅力のある港湾というのを掲げておりますので、私たち組合員としても、ぜひ本省のほうに行って声を上げたいと思います。

それで、経営者の皆さんからしてみれば、やはり個別に助成金をお願いというのは、なかなか難しいと思いますけど、働くものとしては、ぜひとも今のそういった取組について、それが尻切れトンボではなく、今後よき港湾の魅力として位置づけていただくような形で今後、さらに従業員、労働者の活性化に結びつけたいと思います。

なお、先ほどのお話だと、なかなかちょっとぱっと見は女性関係が見受けられないという話について、今トラックドライバーさん、特に港湾だとトレーラーの部門はあるんですけど、そちらのほうも女性の活躍は随分と増えてきております。ただ、そこでネックになるのは、やはり待機場、あれだけの長時間待機場に並んでしまいますと、どうしてもトイレ関係が一番の問題となるべきところでありまして、先ほどいいことをおっしゃってくれました。シャワーつきのキャンピングカーとかという発想もある中でしたら、ぜひともトイレをぽつんと1個だけ置くとなかなか女性も入りにくいと思います。そうしたときに、そういった移動式のようなものが明るいところに移動してあげれば、そこで女性たちも活躍できると思いますし。ですから、その辺もいいお話、自分もその辺は全然気がつかなかったんですが、その辺をぜひとも活用していただきたいと思います。

そして、もう1点、申し訳ございません。労働者としてのワッペン問題なんです。ワッペンが昨年の6月3日、私たち組合として九段の労働局のほうに行ってきました。その中で、東京としてはワッペンの取組は随分早い中、やっていただいたことには感謝申し上げます。今、直近でいいますと横浜のほうが同じ取組という形でワッペンを、作成段階なのか、まだちょっと話の途中なのかというのは分からないんですけど、その九段に行ったときには東京都のワッペンには、もう既にでき上がっているから予算は組んでいないというふうにお聞きしました。それが例えばの話、横浜のほうでワッペンに写真ですね、顔写真がついたワッペンを作成した場合には、東京といたしましてはただの名前ですね、写真つきではございません。果たして、そこの整合性といいますか、はっきり言えば前回のこの審議会のほうでも言わせていただきましたが、顔写真がついているとおのずと、ああこの人だねと分かりますが、現在のワッペンはついていません。それ

で、フォークリフト関係についているお名前と作業服についているお名前が違うとか、そういった場面も見受けられるというのが実情でございます。ですから、その辺をもし横浜さんのほうが、そういった顔つきのワッペンを作成した場合には、東京港としてはどのようなお考えで、このままの労働者証を生かして、ワッペンはそのままにするのかといった御意見を、申し上げさせて、お答えのほういただければなと思います。よろしくお願いいたします。

職業対策課長

御回答申し上げます。6月3日の団体の申入れということでワッペンのお話、お伺いしておりまして、その後、検討いたしまして次回の港湾労働者証の一斉更新時に神奈川局と連動して、そのワッペン問題を統一性を持って実施したいと思っておりまして、今準備中でございます。いずれにしろ神奈川局と連動しないと京浜港一帯ですので。その辺のところは意識して進めておるところであります。

安齋委員

ほかに御意見のある方、いらっしゃらないでしょうか。私からも1つ質問させていただきたいんですが、先ほどの女性のところですが、現在150人、女性、人数がいるというところで、私どもからしますと、どういう職種についているのかということ。それから、この方たち今、現状で更衣室、トイレがないということですが、どうされているのかなというのがちょっと素朴に、疑問に思ったところで、もしお分かりになる範囲で結構ですので教えていただければと思います。お願いいたします。

職業対策課長

すみません、詳細な職域等々、今御説明する資料が手元にございません。 港湾労働者証を発行した中に女性がいらっしゃるという数のカウント でございまして、常時どのように働いているかというところまでは追って はいないというところでございます。今回の審議会の中でも女性のという 観点での御質問ございましたので、取れる範囲で私どもはそれはカウント して、また皆さん終わった後、一緒に考えていきたいと思っております。 ありがとうございます。

安齋委員

ありがとうございます。ぜひ現状をまず把握して、どうされているのか というところから、それからどういう仕事が女性に向いているのかという、 何がアピールできるのかというところになると思っていますので、ぜひよ ろしくお願いいたします。

ありがとうございます。 職業対策課長

安齋委員 ほかに御意見、御質問ありませんでしょうか。

鶴岡委員 よろしいでしょうか。

はい、お願いいたします。 安齋委員

使用者代表委員の鶴岡でございます。今の女性の件に合わせてなんです けれども、この表をお作りになっている段階で何がしかお考えの下つくら れているかとは思います。その中で、うち女性人数という、この枠をここ に作られた理由というのは何かございますか。というのが、もう1点と、 あと先ほどやはり類似性があるというような意味だとは思うんですけれど も、建設業界さんの件、一例でいただいていますけれども、ちょっと定か ではないんですが、今の建設業界さんの女性の従事人数は、ちょうど大体 たしか比率13%か14%ぐらいまで今上げられているんじゃないかなと 思っているんですが。何かその辺は例えば、目標として何%増やしていき たいというようなものはございますでしょうか、という2点です。

鶴岡委員

職業対策課長この、「うち女性人数」という枠をこの表に取らせていただいたのは、 審議会で、この場で何年か前に話が出て、それでこの枠を足したところで ございます。今、安齋委員からも言われたように、その内訳はというとこ ろまでは私ども進んでおりませんで、さらに欄を作って詳細を把握して、 いうところを考えております。建設業界の現状が13%とおっしゃる数字、 その建設業界の中での目標というのは、ちょっと私は把握はしておりま せんが、建設業界も、どの業界もそうでございますが、先ほど申し上げた とおり人手不足というところで女性のできる仕事について、一緒にやって いこうという機運は全業界で高まっていると思います。

> 先ほど、部長が申し上げたとおり、港湾労働の魅力というところを、ぜ ひ発信していくということができるようであれば、都内のハローワークも 新規の高校卒業者に向けての事業は色々ありますので、その中に組み込ん で、まずは先生たちに見てもらうとか、親御さんに見てもらうとか、そう いった行事等々も組んでいきたいと思っておりますので、一緒に連携して やっていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いします。

石﨑委員

公益委員の石崎でございます。今、実態把握に当たって女性を内訳として増やしてという話がありましたが、場合によっては併せて年齢層についても大体どのぐらいの世代が主に就労しているのかとかいったことも今後、人を増やしていくという観点から、またいろんな戦略等の助けになるのかなと思いますので、ちょっといろいろお手間が増えてしまうかとは思いますが、御無理のない範囲で、そういったところも御検討いただければと思います。

以上です。

職業対策課長

ありがとうございます。年齢構成につきましても、この業界を今後どう するかというところに大きく関わってくる内容でございますので、審議会 の資料に入れながら、皆さんのお知恵を借りながら進めていきたいと思っ ております。ありがとうございます。

安齋委員

ほかにどなたか御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

安齋委員

それでは、予定の時間より大分早いですが、以上で第11期第2回東京 地方労働審議会港湾労働部会を終了とさせていただきます。どうもありが とうございました。

課長補佐

安齋委員、ありがとうございました。本日は各委員の皆様方には御多忙の中、お集まりいただきまして、また御審議くださいまして、ありがとうございました。今後とも職業安定行政の運営につきまして、御指導を賜りますようお願い申し上げ、閉会とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

資料1

東京地方労働審議会港湾労働部会 規程集

東京労働局職業安定部

目次

厚生労働省	省組織	令•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1~	ージ
地方労働署	¥議会~	令•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2~	ージ
東京地方第	労働審議	議会	運	営夫	見程	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 ~ `	ージ
東京地方学	片働審	議会	洪	濟分	片働	寍	会	滙	世	規	程	•	•			•	•	•	•					7ペ	ージ

厚生労働省組織令(平成十二年六月七日政令第二百五十二号)

(地方労働審議会)

第百五十六条の二 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

- 2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法 (平成四年法律第九十号)、労働安全衛生法、作業環境測定法 (昭和五十年法律第二十八号)、賃金の支払の確保等に関する法律 (昭和五十一年法律第三十四号)、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。)、港湾労働法 (昭和六十三年法律第四十号)及び家内労働法 の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関(家内労働法 の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長)に意見を述べること。
- 三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。
- 4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令 (平成十三年政令第三百二十号) の定めるところによる。

地方労働審議会令(平成十三年政令第三百二十号)

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名 を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に 規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定 する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都 道府県労働局長が各同数を任命する。

- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
- 3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務 を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を 代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表 する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。) の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

- 第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

- 第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月七日政令第一八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

東京地方労働審議会運営規程

- 第1条 地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議(以下単に「会議」という。)は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。
- 2 審議会は、前項の規程にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
- 3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を 明らかにしなければならない。
- 4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、そ の旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置 をとることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名 した委員2人が署名するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 第2条から第6条までの規程は、地方労働審議会令第6条に規定する部会

(以下単に「部会」という。)及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会(以下単に「最低工賃専門部会」という。)について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは家内労働部会、港湾労働部会及び最低工賃専門部会については、「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

- 第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は 議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。
- 2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政 機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。
- 第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。
 - 一 労働災害防止部会
 - 二 家内労働部会
 - 三 港湾労働部会
- 第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について 議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あ らかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定め ていたときは、この限りでない。
- 2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会 長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場 合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。
- 第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。
- 第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。
- 第13条 この規定に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。
- 第14条 審議会の庶務は、東京労働局総務部企画室において総括し、及び処理する。 ただし、労働災害防止部会に係るものについては東京労働局労働基準部監督課、家 内労働部会及び最低工賃専門部会に係るものについては東京労働局労働基準部賃 金課、港湾労働部会に係るものについては東京労働局職業安定部職業対策課におい て処理する。
- 第15条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

- この規程は、平成13年11月15日から施行する。
- この規程は、平成15年3月7日から施行する。

東京地方労働審議会港湾労働部会運営規程

(規程の目的)

第1条 東京地方労働審議会港湾労働部会(以下「部会」という。)の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び東京地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(委員の人数)

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各5名とする。

(議決の報告)

第3条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、東京地方労働 審議会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成14年5月13日から施行する。

資料 2

第 11 期第 2 回 東京地方労働審議会港湾労働部会 資料 「港湾労働者就労状況等について」

令和4年11月末現在

東京労働局職業安定部東京港湾労働者雇用安定センター

資料目次

- 東京港常用港湾労働者就労状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- 東京港港湾労働者就労状況 (全作業) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 東京港港湾労働者作業別就労状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3~8ページ
- 令和4年度港湾労働者派遣業務取扱状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ
- 令和3年度港湾労働者派遣業務取扱状況 ・・・・・・・・・・・・・ 10ページ

東京港常用港湾労働者就労状況

	~ ~ ~	①			(A)		<u> </u>		Ø.		Ē		<u></u>		(A)	
	項目	-			2		3		4		5		6		⑦ 	
		月	末現在有効者数	Į.	就労実	人負	就労	些 致	30			うち		うち	平均就	
`	_				-				船	内	沿岸	•倉庫	そ (の他	3÷	
			うち女性人数	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		増減数
年度 月		(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(日)
	F度計	4,469	100	▲ 1.8	4,060	▲ 0.3	955,998	▲ 0.2	179,692	1.8	736,205	▲ 0.5	40,101	▲ 1.7	235.5	0.4
28年	F度計	4,490	116	0.5	4,014	▲ 1.1	939,943	▲ 1.7	172,165	▲ 4.2	723,240	▲ 1.8	44,538	11.1	234.2	▲ 1.3
29年	F度計	4,545	118	1.2	4,003	▲ 0.3	972,973	3.5	175,960	2.2	747,512	3.4	49,501	11.1	243.1	8.9
30年	F度計	4,561	129	0.4	4,192	4.7	968,850	▲ 0.4	179,223	1.9	740,617	▲ 0.9	49,010	▲ 1.0	231.1	▲ 11.9
元年	度計	4,579	144	0.4	4,173	▲ 0.5	964,339	▲ 0.5	167,330	▲ 6.6	751,422	1.5	45,587	▲ 7.0	231.1	▲ 0.0
2年	度計	4,629	148	1.1	3,700	▲ 11.3	969,533	0.5	162,380	▲ 3.0	760,810	1.2	46,343	1.7	262.0	30.9
3年	度計	4,530	135	▲ 2.1	4,201	13.5	956,821	▲ 1.3	154,614	▲ 4.8	752,324	▲ 1.1	49,883	7.6	227.8	▲ 34.3
25年度	复月平均				4.029	▲ 1.0	80.359	1.1	14.832	0.5	61.977	1.3	3.551	0.6	19.9	0.4
26年度	复月平均				4,067	1.0	79,798	▲ 0.7	14,715	▲ 0.8	61,683	▲ 0.5	3,401	▲ 4.2	19.6	▲ 0.3
27年度	复月平均				4.037	▲ 0.7	79.667	▲ 0.2	14,974	1.8	61.350	▲ 0.5	3.342	▲ 1.7	19.7	0.1
	10000000000000000000000000000000000000				3,997	▲ 1.0	78,329	▲ 1.7	14,347	▲ 4.2	60,270	▲ 1.8	3,712	11.1	19.6	▲ 0.1
	10000000000000000000000000000000000000				4.057	1.5	81.081	3.5	14,663	2.2	62.293	3.4	4.125	11.1	20.0	0.4
	复月平均				4.081	0.6	80.738	▲ 0.4	14.935	1.9	61.718	▲ 0.9	4.084	▲ 1.0	19.8	▲ 0.2
	[月平均				4.187	2.6	80.362	▲ 0.5	13,944	▲ 6.6	62,619	1.5	3.799	▲ 7.0	19.2	▲ 0.6
	月平均				3.905	▲ 6.7	80,794	0.5	13,532	▲ 3.0	63,401	1.2	3.862	1.7	20.7	1.5
	月平均			-	3.950	1.2	79.735	▲ 1.3	12.885	▲ 4.8	62.694	▲ 1.1	4.157	7.6	20.2	▲ 0.5
0十段	4月	4,640	145	1.4	3,702	<u>1.2</u>	85,586	1.7	13,622	▲ 5.8	67.637	2.6	4,137	15.1	23.1	3.0
	5月	4,720	144	2.9	3,655	▲ 11.0	75.799	0.8	13.095	▲ 1.8	58.751	0.2	3.953	23.0	20.7	2.7
	6月	4,720	146	2.5	3,612	▲ 13.3	85.934	1.4	13,898	▲ 0.4	67.648	1.2	4.388	11.2	23.8	3.4
	7月	4,711	140	1.8	3,512	▲ 13.3	80,201	▲ 4.7	13,350	▲ 4.4	62.535	1.2 ▲ 5.8	4,366	13.6	22.7	2.1
令	8月	4,659	139	1.3	3,525	▲ 14.5	77.180	▲ 4.7	11,764	▲ 4.4 ▲ 12.1	61.149	▲ 0.4	4,310	18.5	21.9	2.9
和	9月	4,639	139	1.3	4,198	10.9	77,180	▲ 1.5	12,746	▲ 12.1	61,704	▲ 5.4	4,267	10.5	18.7	▲ 3.1
3	10月	4,643	138	▲ 0.8	4,195	13.4	82.624	▲ 4.0	13,506	▲ 3.4 ▲ 2.8	64.730	▲ 3.4 ▲ 3.6	4,130	12.3	19.7	▲ 3.1
年度	11月	4,563	138	▲ 0.8	4,185	11.1	80,363	1.5	13,506	▲ 2.8 ▲ 3.0	63.092	2.4	4,388	2.9	19.7	▲ 3.3 ▲ 1.8
及		,							,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		,			
	12月	4,553	138	▲ 0.6	4,192	12.2	82,498	1.5	13,212	▲ 2.2	64,962	1.9	4,324	6.5	19.7	▲ 2.1
	1月 2月	4,534	137	▲ 0.6	4,221	12.2 13.3	74,500	0.4	12,207	▲ 3.1	58,330	1.0	3,963	4.2	17.6	▲ 2.1
		4,533	137	▲ 0.5	4,206		71,768	▲ 3.0	11,326	▲ 9.3	57,001	▲ 1.3	3,441	▲ 8.9	17.1	▲ 2.9
	3月	4,530	135	▲ 2.1	4,201	13.5	81,788	▲ 5.8	12,797	▲ 7.3	64,785	▲ 5.3	4,206	▲ 10.1	19.5	▲ 4.0
	4月	4,516	135	▲ 2.7	3,863	4.3	77,398	▲ 9.6	12,751	▲ 6.4	60,383	▲ 10.7	4,264	▲ 1.5	20.0	▲ 3.1
	5月	4,560	145	▲ 3.4	4,033	10.3	75,983	0.2	12,197	▲ 6.9	59,257	0.9	4,529	14.6	18.8	▲ 1.9
	6月	4,572	145	▲ 3.0	4,173	15.5	85,500	▲ 0.5	13,403	▲ 3.6	67,057	▲ 0.9	5,040	14.9	20.5	▲ 3.3
	7月	4,571	152	▲ 2.4	4,275	21.1	84,407	5.2	12,898	▲ 3.4	66,955	7.1	4,554	5.5	19.7	▲ 3.0
	8月	4,587	151	▲ 1.5	4,240	20.3	79,809	3.4	13,811	17.4	61,611	0.8	4,387	2.8	18.8	▲ 3.1
令 和	9月	4,571	147	▲ 1.6	4,173	▲ 0.6	77,867	▲ 0.9	13,702	7.5	59,419	▲ 3.7	4,746	14.9	18.7	▲ 0.1
#⊔ 4	10月	4,573	138	0.2	4,133	▲ 1.2	80,344	▲ 2.8	12,868	▲ 4.7	62,935	▲ 2.8	4,541	3.5	19.4	▲ 0.3
年	11月	4,619	150	1.3	4,238	1.6	83,124	3.4	15,500	18.4	63,136	0.1	4,488	7.4	19.6	0.3
度	12月															
	1月															
	2月															
	3月										<u> </u>					
	令和4年度計						644,432		107,130		500,753		36,549			
	令和4年度月平均				4,141	▲ 1.1	80,554	0.2	13,391	▲ 4.0	62,594	▲ 0.0	4,569	20.3	19.5	
	※1 - のまけ	短時に洪漆浦	送業務に従事す	る学師孝太院/	数である			$\frac{1}{2}$ (1) (2) $\frac{1}{2}$	丰度別・年別の 材	型については .	これ ごわり日本	印在の粉でなる		V2 A (+	マイナスを示す。	

※1 この表は、臨時に港湾運送業務に従事する労働者を除く数である。

※2 ①・②の年度別・年別の欄については、それぞれ3月末現在の数である。

※3 ▲は、マイナスを示す。

東京港港湾労働者就労状況(全作業)

東京労働局職業安定部

単位:日(延)、%

								単位∶口	
項目	①就労延数(合計)		② 进 杰兴 印 老 污 冲				⑦就労	状況割合	┃⑧直接 ┃雇用率
年度 月	J	②企業常用雇用労働者	③港湾労働者派遣	④日雇労働者	⑤安定所紹介	⑥直接雇用	常用	後遣 日雇	6/(3+4)
平成28年度月平均	80,945 (🛕 1.7)	78,329 (▲ 1.7)	57 (0.0)	2,560 (🛕 2.9)	166 (▲ 12.8)	2,394 (🛕 2.2)	96.8	0.1 3.1	91.5
平成29年度月平均	83,744 (3.5)	81,081 (3.5)	49 (🛕 13.3)	2,615 (2.1)	163 (🛕 1.7)	2,452 (2.4)	96.8	0.1 3.1	
平成30年度月平均	83,260 (🛕 0.6)	80,738 (△ 0.4)	68 (38.8)	2,454 (🛕 6.2)	91 (🔺 44.2)	2,363 (🛕 3.6)	97.0	0.1 3.1	
令和元年度月平均	83,049 (🛕 0.3)	80,362 (🛕 0.5)	77 (13.2)	2,610 (6.4)	71 (🛕 22.0)	2,539 (7.4)	96.8	0.1 3.1	
令和2年度月平均	83,264 (0.3)	80,794 (0.5)	77 (0.0)	2,392 (🛕 8.4)	15 (A 78.9)	2,377 (△ 6.4)	97.0	0.1 2.9	
令和3年度月平均	82,263 (🛕 1.2)	79,735 (🛕 1.3)	91 (18.4)	2,437 (1.9)	14 (🛕 5.0)	2,423 (1.9)	96.9	0.1 3.0	
令和3年 4月	88,367 (1.8)	85,586 (1.7)	105 (31.3)	2,676 (3.7)	35 (25.0)	2,641 (3.4)	96.9	0.1 3.0	-
5月	78,302 (1.0)	75,799 (0.8)	146 (18.7)	2,357 (6.2)	31 (244.4)	2,326 (5.2)	96.8	0.2 3.0	92.9
6月	88,644 (1.4)	85,934 (1.4)	94 (2.2)	2,616 (0.9)	27 (200.0)	2,589 (0.2)	96.9	0.1 3.0	95.5
7月	82,815 (▲ 4.6)	80,201 (4 .7)	58 (▲ 18.3)	2,556 (△ 0.1)	17 (142.9)	2,539 (△ 0.5)	96.8	0.1 3.1	97.1
8月	79,702 (🛕 1.2)	77,180 (🛕 1.5)	105 (81.0)	2,417 (8.2)	1 (🔺 87.5)	2,416 (8.6)	96.8	0.1 3.0	95.8
9月	81,166 (A 4.4)	78,580 (🛕 4.6)	91 (35.8)	2,495 (3.1)	4 (🛕 66.7)	2,491 (3.5)	96.8	0.1 3.1	96.3
10月	85,153 (Δ 2.7)	82,624 (Δ 2.7)	82 (13.9)	2,447 (🛕 3.1)	17 (21.4)	2,430 (🛕 3.2)	97.0	0.1 2.9	96.1
11月	82,938 (1.8)	80,363 (1.5)	80 (🔺 19.2)	2,495 (14.1)	4 (🛕 69.2)	2,491 (14.6)	96.9	0.1 3.0	96.7
12月	84,973 (1.3)	82,498 (1.5)	81 (0.0)	2,394 (🛕 4.8)	10 (🔺 41.2)	2,384 (A 4.6)	97.1	0.1 2.8	96.3
令和4年 1月	76,672 (0.5)	74,500 (0.4)	79 (46.3)	2,093 (3.0)	14 (27.3)	2,079 (2.8)	97.2	0.1 2.7	95.7
2月	73,885 (🛕 3.0)	71,768 (🛕 3.0)	78 (16.4)	2,039 (🛕 3.9)	7 (🛕 53.3)	2,032 (🛕 3.6)	97.1	0.1 2.8	
3月	84,540 (A 5.7)	81,788 (△ 5.8)	95 (58.3)	2,657 (🛕 2.3)	4 (△ 90.0)	2,653 (🛕 1.0)	96.7	0.1 3.1	
令和3年度計	987,157 (🛕 1.2)	956,821 (🛕 1.3)	1,094 (18.4)	29,242 (1.9)	171 (🛕 6.6)	29,071 (1.9)			Ì
令和4年 4月	80.041 (A 9.4)	77,398 (🛕 9.6)	58 (4 4.8)	2,585 (🛕 3.4)	31 (🛕 11.4)	2,554 (🛕 3.3)	96.7	0.1 3.2	96.6
5月	78,558 (0.3)	75,983 (0.2)	56 (▲ 61.6)	2,519 (6.9)	43 (38.7)	2,476 (6.4)	96.7	0.1 3.2	
6月	88,388 (A 0.3)	85,500 (A 0.5)	74 (▲ 21.3)	2,814 (7.6)	23 (1 4.8)	2.791 (7.8)	96.7	0.1 3.2	
7月	87,265 (5.4)	84,407 (5.2)	69 (19.0)	2,789 (9.1)	24 (41.2)	2,765 (8.9)	96.7	0.1 3.2	
8月	82.771 (3.9)	79,809 (3.4)	85 (A 19.0)	2,877 (19.0)	26 (2.500.0)	2.851 (18.0)	96.4	0.1 3.5	_
9月	80,617 (A 0.7)	77,867 (A 0.9)	81 (A 11.0)	2,669 (7.0)	23 (475.0)	2,646 (6.2)	96.6	0.1 3.3	
10月	83,084 (A 2.4)	80,344 (A 2.8)	58 (A 29.3)	2,682 (9.6)	24 (41.2)	2,658 (9.4)	96.7	0.1 3.3	
11月	86.282 (4.0)			3,100 (24.2)	19 (375.0)	3.081 (23.7)	96.7	0.1 3.6	_
	ου,282 (4.0)	83,124 (3.4)	58 (\$\textbf{\Lambda} 27.5)	3,100 (24.2)	19 (3/5.0)	3,081 (23.7)	90.3	0.1 3.0	97.0
12月	()	()	()	()	()	()			+
令和5年1月	()	()	()	()	()	()			-
2月	()	()	()	()	()	()			+
3月	()	()	()	()	()	()			1
令和4年度計	667,006 (A 0.0)	644,432 (△ 0.3)	539 (\$\triangle 29.2)	22,035 (9.9)	213 (56.6)	21,822 (9.5)			1
令和4年度月平均	83,376 (80,554 (67 (2,754 ()	27 ()	2,728 ()	96.6	0.1 3.3	96.7

※1 ()は、対前年同期比である。

※2 ▲は、マイナスを示す。

※3 端数処理の関係上、就労延数の月平均の合計数は一致しない。

東京港港湾労働者作業別就労状況 (船内)

東京労働局職業安定部

項目	①就労延	数(合計)	②企業常用原	雇用労働者	③	労働者派遣	④安定所紹	介による日屋	15直接雇用	月による日雇	6作業	別労働	力割合	⑦直接 雇用率
年度 月	(日)	前年度比(%)		前年度比(%)		前年度比(%)	_	前年度比(%		前年度比(%)	常用	派遣	日雇④+⑤	5/(3+4+5)
令和3年4月	14,325	(🛕 4.5)	13,622	(Δ 5.8)	56	(80.6)	0	(- `	647	(27.1)	95.1	0.4	4.5	92.0
5月	13,819	(A 1.1)	13,095	(A 1.8)	103	(28.8)	0	(-)	_	(12.1)	94.8	0.7	4.5	85.8
6月	14,618	(0.4)	13,898	(△ 0.4)	45	(4.7)	0	(-)		(19.5)	95.1	0.3	4.6	93.8
7月	14,054	(🛕 3.6)	13,350	(🛕 4.4)	11	(1 50.0)	0	(-)	1	(16.9)	95.0	0.1	4.9	98.4
8月	12,409	(🛦 11.1)	11,764	(▲ 12.1)	56	(409.1)	0	(-)	589	(4.6)	94.8	0.5	4.7	91.3
9月	13,363	(△ 5.0)	12,746	(Δ 5.4)	44	(120.0)	0	(-)	573	(1.1)	95.4	0.3	4.3	92.9
10月	14,118	(🛕 2.9)	13,506	(🛕 2.8)	33	(43.5)	0	(-)	579	(🛕 7.5)	95.7	0.2	4.1	94.6
11月	13,667	(🛕 3.2)	13,091	(A 3.0)	33	(▲ 38.9)	0	(-)	543	(🛕 4.2)	95.8	0.2	4.0	94.3
12月	13,827	(🛕 2.1)	13,212	(🛕 2.2)	34	(0.0)	0	(-)	581	(0.5)	95.6	0.2	4.2	94.5
令和4年1月	12,656	(🛕 3.2)	12,207	(🛕 3.1)	34	(209.1)	0	(-)	415	(🛕 11.3)	96.5	0.3	3.3	92.4
2月	11,870	(🛕 8.9)	11,326	(4 9.3)	35	(45.8)	0	(-)	509	(🛕 2.5)	95.4	0.3	4.3	93.6
3月	13,386	(A 7.4)	12,797	(🛕 7.3)	46	(318.2)	0	(-)	543	(▲ 14.8)	95.6	0.3	4.1	92.2
令和3年度計	162,112	(A 4.4)	154,614	(▲ 4.8)	530	(45.6)	0	(-)	6,968	(3.2)	95.4	0.3	4.3	92.9
令和4年 4月	13,393	(▲ 6.5)	12,751	(▲ 6.4)	11	(▲ 80.4)	0	(-)	631	(▲ 2.5)	95.2	0.1	4.7	98.3
5月	12,913	(▲ 6.6)	12,197	(▲ 6.9)	11	(▲ 89.3)	0	(-)	705	(13.5)	94.5	0.1	5.5	98.5
6月	14,046	(▲ 3.9)	13,403	(▲ 3.6)	25	(▲ 44.4)	0	(-)	618	(🛕 8.4)	95.4	0.2	4.4	96.1
7月	13,589	(🛕 3.3)	12,898	(🛕 3.4)	22	(100.0)	0	(-)	669	(▲ 3.5)	94.9	0.2	4.9	96.8
8月	14,504	(16.9)	13,811	(17.4)	36	(▲ 35.7)	0	(-)	657	(11.5)	95.2	0.2	4.5	94.8
9月	14,388	(7.7)	13,702	(7.5)	34	(▲ 22.7)	0	(-)	652	(13.8)	95.2	0.2	4.5	95.0
10月	13,508	(▲ 4.3)	12,868	(▲ 4.7)	11	(▲ 66.7)	0	(-)	629	(8.6)	95.3	0.1	4.7	98.3
11月	16,141	(18.1)	15,500	(18.4)	11	(▲ 66.7)	0	(-)	630	(16.0)	96.0	0.1	3.9	98.3
12月		()		()		()	0	(-))	()				
令和5年 1月		()		()		()	0	(-))	()				
2月		()		()		()	0	(-)		()				
3月		()		()		()	0	(-)	1	()				
令和4年度計	112,482	(1.9)	107,130	(2.0)	161	(▲ 57.7)	0		5,191	(5.5)	95.2	0.1	4.6	97.0
令和4年度月平均	14,060	()	13,391	()	20	()	0	(649	()	95.2	0.1	4.6	97.0

東京港港湾労働者作業別就労状況 (はしけ)

東京労働局職業安定部

												+ 12 . 1	1(延)、%
項目	①就労延数(合計	·) ②企業常用	月雇用労働者	③港湾労	· 働者派遣	④安定所紹	介による日雇	⑤直接雇用	門による日雇		別労働	力割合	⑦直接 雇用率
年度 月	(日) 前年度比		前年度比(%)		前年度比(%)		前年度比(%)		前年度比(%)	常用	派遣	日雇④+⑤	(5)/(3+4+5)
令和3年4月	342 (37	9) 342	(37.9)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
5月	298 (34	2) 298	(34.2)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
6月	359 (▲ 19	9) 359	(▲ 19.9)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
7月	385 (▲ 10	.0) 385	(🛕 10.0)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
8月	382 (▲ 5	4) 382	(▲ 5.4)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
9月	368 (▲ 9	.6) 368	(▲ 9.6)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
10月	369 (▲ 17	369	(🛕 17.3)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
11月	368 (▲ 5	.6) 368	(△ 5.6)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
12月	368 (▲ 9	.6) 368	(▲ 9.6)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
令和4年1月	333 (12	.9) 333	(12.9)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
2月		3) 349	+	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
3月		.6) 426	(13.6)	0	,	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
令和3年度計	4,347 (▲ 0	4,347	(▲ 0.4)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
令和4年 4月	449 (31	3) 449	(31.3)	0	(-)	0	(-	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
5月	426 (43	.0) 426	(43.0)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
6月	888 (147	-	-	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
7月	488 (26	8) 488	(26.8)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
8月	533 (39	533	(39.5)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
9月	488 (32	-	(32.6)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
10月	487 (32	.0) 487	(32.0)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
11月	488 (32	.6) 488	(32.6)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
12月	()	()		()	0	(-)		()				
令和5年 1月	()	()		()	0	(-)		()				
2月	()	()		()	0	(-)		()				
3月	()	()		()	0	•		()				
令和4年度計		9) 4,247	(47.9)	0		0	(-)	0	(-)	100.0	0.0	0.0	_
令和4年度月平均	531 () 531	()	0	()	0	()	0	()	100.0	0.0	0.0	_

東京港港湾労働者作業別就労状況 (沿岸)

東京労働局職業安定部

								平位.	1(延)、%
項目	①就労延数(合計)	②企業常用雇用労働者	③港湾労働者派遣	④安定所紹介による日雇	⑤直接雇用による日雇	⑥作業	別労働	力割合	⑦直接 雇用率
年度 月	(日) 前年度比(%)	(日) 前年度比(%)	(日) 前年度比(%)	(日) 前年度比(%)	(日) 前年度比(%)	常用	派遣	日雇④+⑤	5/(3+4+5)
令和3年4月	49,853 (2.0)	48,327 (1.9)	0 (-)	19 (111.1)	1,507 (7.0)	96.9	0.0	3.1	98.8
5月	43,200 (△ 0.8)	41,907 (🛕 1.1)	0 (-)	15 (400.0)	1,278 (7.7)	97.0	0.0	3.0	98.8
6月	49,407 (0.2)	47,919 (0.2)	0 (-)	23 (-)	1,465 (0.4)	97.0	0.0	3.0	98.5
7月	45,764 (🛕 6.7)	44,358 (🛕 6.9)	0 (-)	17 (-)	1,389 (🛕 2.8)	96.9	0.0	3.1	98.8
8月	45,110 (△ 0.2)	43,733 (🛕 0.5)	0 (-)	1 (🛕 50.0)	1,376 (13.3)	96.9	0.0	3.1	99.9
9月	45,278 (🛕 7.0)	43,860 (🛕 7.4)	0 (-)	4 (100.0)	1,414 (7.7)	96.9	0.0	3.1	99.7
10月	47,538 (🛕 3.2)	46,120 (🛕 3.4)	0 (-)	17 (-)	1,401 (0.5)	97.0	0.0	3.0	98.8
11月	46,443 (2.7)	44,983 (2.0)	0 (-)	4 (-)	1,456 (29.2)	96.9	0.0	3.1	99.7
12月	47,508 (1.6)	46,213 (2.0)	0 (-)	10 (900.0)	1,285 (🛕 11.7)	97.3	0.0	2.7	99.2
令和4年1月	42,986 (1.1)	41,735 (1.0)	0 (-)	14 (250.0)	1,237 (4.7)	97.1	0.0	2.9	98.9
2月	42,139 (🛕 1.4)	41,050 (🛕 1.1)	0 (-)	7 (40.0)	1,082 (🛕 10.8)	97.4	0.0	2.6	99.4
3月	47,630 (🛕 3.7)	46,138 (🛕 3.7)	0 (-)	4 (🛕 82.6)	1,488 (🛕 2.0)	96.9	0.0	3.1	99.7
令和3年度計	552,856 (🛕 1.4)	536,343 (🛕 1.5)	0 (-)	135 (175.5)	16,378 (3.0)	97.0	0.0	3.0	99.2
令和4年 4月	44,144 (🛕 11.5)	42,768 (🛕 11.5)	0 (-)	31 (63.2)	1,345 (🛕 10.7)	96.9	0.0	3.1	97.7
5月	43,682 (1.1)	42,423 (1.2)	0 (-)	43 (186.7)	1,216 (🛕 4.9)	97.1	0.0	2.9	96.6
6月	49,439 (0.1)	47,859 (▲ 0.1)	0 (-)	23 (0.0)	1,557 (6.3)	96.8	0.0	3.2	98.5
7月	50,192 (9.7)	48,696 (9.8)	0 (-)	24 (41.2)	1,472 (6.0)	97.0	0.0	3.0	98.4
8月	45,266 (0.3)	43,683 (🛕 0.1)	0 (-)	26 (2,500.0)	1,557 (13.2)	96.5	0.0	3.5	98.4
9月	43,000 (△ 5.0)	41,577 (🛕 5.2)	0 (-)	23 (475.0)	1,400 (🛕 1.0)	96.7	0.0	3.3	98.4
10月	45,978 (🛕 3.3)	44,500 (🛕 3.5)	0 (-)	24 (41.2)	1,454 (3.8)	96.8	0.0	3.2	98.4
11月	46,799 (0.8)	45,267 (0.6)	0 (-)	19 (375.0)	1,513 (3.9)	96.7	0.0	3.3	98.8
12月	()	()	()	0 (🛦 100.0)	()				
令和5年 1月	()	()	()	0 (🛦 100.0)	()				
2月	()	()	()	0 (🛦 100.0)	()				
3月	()	()	()	0 (🛦 100.0)	()				
令和4年度計	368,500 (▲ 1.1)	356,773 (▲ 1.2)	0 (-)	213 (57.8)	11,514 (2.0)	96.8	0.0	3.2	98.2
令和4年度月平均	46,063 (44,597 ()	0 ()	18 ()	1,439 ()	96.8	0.0	3.2	98.8

東京港港湾労働者作業別就労状況 (いかだ)

東京労働局職業安定部

													中四日	1(延)、%
項目	①就労到	延数(合計)	②企業常用	月雇用労働者 1	③港湾党	· 動者派遣	④安定所紹	介による日雇	⑤直接雇用	用による日雇	⑥作第	美別労働:	力割合	⑦直接 雇用率
年度 月	(日)	前年度比(%)	-	前年度比(%)	(日)	前年度比(%)		前年度比(%)		前年度比(%)	常用	派遣	日雇④+⑤	5/(3+4+5)
令和3年4月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	_	_	_	_
5月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	_	_	_	_
6月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	-	_	_	-
7月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	-	_	_	-
8月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	-	_	_	-
9月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	1	_	_	_
10月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	1	_	_	_
11月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	-	_	_	_
12月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	1	_	_	_
令和4年1月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	-	_	_	_
2月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0		1	_	_	_
3月	•	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	_	_	_	-
令和3年度計	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	-	-	_	-
令和4年 4月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)				_
5月		(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)				_
6月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)				_
7月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)				_
8月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)				_
9月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)				_
10月		(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)				_
11月	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)				_
12月		()		()		()	0	(-)		()				
令和5年1月		()		()		()	0	(-)		()				
2月		()		()		()	0	, ,		()				
3月		()		()		()	0			()				
令和4年度計			0		0		0							
令和4年度月平均	0	()	0	()	0	()	0	()	0	()				_

東京港港湾労働者作業別就労状況 (船舶貨物整備作業)

東京労働局職業安定部

							平14.	口(延)、%
項目	①就労延数(合計)	②企業常用雇用労働者	③港湾労働者派遣	④安定所紹介による日雇	⑤直接雇用による日雇	6作業別	労働力割合	⑦直接 雇用率
年度 月	(日) 前年度比(%)	(日) 前年度比(%)	(日) 前年度比(%)	(日) 前年度比(%)	(日) 前年度比(%)	常用	派遣 日雇④+®	5/(3+4+5)
令和3年4月	4,035 (13.3)	3,985 (13.5)	49 (0.0)	0 (-)	1 (-)	98.8	1.2 0.0	2.0
5月	3,701 (21.9)	3,655 (22.2)	43 (0.0)	0 (-)	3 (-)	98.8	1.2 0.1	6.5
6月	4,080 (15.0)	4,029 (15.2)	49 (0.0)	0 (-)	2 (-)	98.8	1.2 0.0	3.9
7月	3,979 (16.3)	3,931 (16.6)	47 (🛕 4.1)	0 (-)	1 (0.0)	98.8	1.2 0.0	2.1
8月	3,936 (21.3)	3,885 (21.5)	49 (4.3)	0 (-)	2 (100.0)	98.7	1.2 0.1	3.9
9月	3,809 (12.9)	3,762 (13.1)	47 (0.0)	0 (-)	0 (🛦 100.0)	98.8	1.2 0.0	0.0
10月	4,071 (15.8)	4,019 (16.1)	49 (0.0)	0 (-)	3 (0.0)	98.7	1.2 0.1	5.8
11月	3,860 (3.8)	3,812 (3.8)	47 (4.4)	0 (-)	1 (🛕 50.0)	98.8	1.2 0.0	2.1
12月	4,004 (8.2)	3,956 (8.3)	47 (0.0)	0 (-)	1 (0.0)	98.8	1.2 0.0	2.1
令和4年1月	3,675 (3.5)	3,630 (3.4)	45 (4.7)	0 (-)	0 (-)	98.8	1.2 0.0	0.0
2月	3,135 (🛕 11.0)	3,092 (🛕 11.2)	43 (0.0)	0 (-)	0 (-)	98.6	1.4 0.0	
3月	3,829 (🛕 12.1)	3,780 (🛕 12.2)	49 (0.0)	0 (-)	0 (🛦 100.0)	98.7	1.3 0.0	
令和3年度計	46,114 (8.4)	45,536 (8.5)	564 (0.7)	0 (-)	14 (40.0)	98.7	1.2 0.0	2.4
令和4年 4月	3,862 (🛕 4.3)	3,815 (🛕 4.3)	47 (🛕 4.1)	0 (-)	0 (🛦 100.0)	98.8	1.2 0.0	0.0
5月	4,148 (12.1)	4,103 (12.3)	45 (4.7)	0 (-)	0 (🛦 100.0)	98.9	1.1 0.0	0.0
6月	4,201 (3.0)	4,152 (3.1)	49 (0.0)	0 (-)	0 (🛦 100.0)	98.8	1.2 0.0	0.0
7月	4,113 (3.4)	4,066 (3.4)	47 (0.0)	0 (-)	0 (🛦 100.0)	98.9	1.1 0.0	0.0
8月	3,903 (▲ 0.8)	3,854 (▲ 0.8)	49 (0.0)	0 (-)	0 (🛦 100.0)	98.7	1.3 0.0	0.0
9月	4,306 (13.0)	4,258 (13.2)	47 (0.0)	0 (-)	1 (-)	98.9	1.1 0.0	2.1
10月	4,104 (0.8)	4,054 (0.9)	47 (🛕 4.1)	0 (-)	3 (0.0)	98.8	1.1 0.1	6.0
11月	4,048 (4.9)	4,000 (4.9)	47 (0.0)	0 (-)	1 (0.0)	98.8	1.2 0.0	2.1
12月	()	()	()	0 (-)	()			
令和5年 1月	()	()	()	0 (-)	()			
2月	()	()	()	0 (-)	()			
3月	()	()	()	0 (-)	()			
令和4年度計	32,685 (3.9)	32,302 (3.9)	378 (🛕 0.5)	0 (-)	5 (🛕 61.5)	98.8	1.2 0.0	
令和4年度月平均	4,086 ()	4,038 ()	47 ()	0 ()	1 ()	98.8	1.2 0.0	1.3

東京港港湾労働者作業別就労状況 (倉庫)

東京労働局職業安定部

															푸쁘니	日(姓)、%
項目	①就労延	数(合計) (②企業常用	雇用労働者	③港湾労	·働者派遣	④安定所紹	介	による日雇	⑤直接雇用	月による日雇	6作業	別労働	力割合	⑦直接 雇用率
年度 月	(日)	前年度比	(%)	(日)	前年度比(%)	(日)	前年度比(%)	(日)	前	年度比(%)	(日)	前年度比(%)	常用	派遣	日雇4+5	5/(3+4+5)
令和3年4月	19,812	(3.	4)	19,310	(4.4)	0	(-)	16	(▲ 15.8)	486	(▲ 23.5)	97.5	0.0	2.5	96.8
5月	17,284	(3.	2)	16,844	(3.5)	0	(-)	16	(166.7)	424	(A 9.8)	97.5	0.0	2.5	96.4
6月	20,180	(2.	9)	19,729	(3.6)	0	(-)	4	(▲ 55.6)	447	(▲ 20.0)	97.8	0.0	2.2	99.1
7月	18,633	(▲ 3.	4)	18,177	(🛕 3.1)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	456	(▲ 13.6)	97.6	0.0	2.4	100.0
8月	17,865	(▲ 0.	1)	17,416	(▲ 0.1)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	449	(0.7)	97.5	0.0	2.5	100.0
9月	18,348	(▲ 0.	1)	17,844	(0.1)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	504	(🛕 4.2)	97.3	0.0	2.7	100.0
10月	19,057	(🔺 4.	4)	18,610	(🛕 4.2)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	447	(🛕 8.2)	97.7	0.0	2.3	100.0
11月	18,600	(3.	4)	18,109	(3.5)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	491	(2.7)	97.4	0.0	2.6	100.0
12月	19,266	(2.	0)	18,749	(1.8)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	517	(11.4)	97.3	0.0	2.7	100.0
令和4年1月	17,022	(1.	1)	16,595	(0.9)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	427	(14.8)	97.5	0.0	2.5	100.0
2月	16,392	(▲ 1.	2)	15,951	(🛕 1.6)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	441	(18.5)	97.3	0.0	2.7	100.0
3月	19,269	(🛦 8.	2)	18,647	(A 8.8)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	622	(18.9)	96.8	0.0	3.2	100.0
令和3年度計	221,728	(▲ 0.	2)	215,981	(▲ 0.1)	0	(-)	36	(▲ 73.1)	5,711	(▲ 2.5)	97.4	0.0	2.6	99.4
令和4年 4月	18,193	(▲ 8.	2)	17,615	(8.8)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	578	(18.9)	96.8	0.0	3.2	100.0
5月	17,389	(0.	6)	16,834	(▲ 0.1)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	555	(30.9)	96.8	0.0	3.2	100.0
6月	19,814	(▲ 1.	8)	19,198	(🛕 2.7)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	616	(37.8)	96.9	0.0	3.1	100.0
7月	18,883	(1.	3)	18,259	(0.5)	0	(-)	0	(-)	624	(36.8)	96.7	0.0	3.3	100.0
8月	18,565	(3.	9)	17,928	(2.9)	0	(-)	0	(-)	637	(41.9)	96.6	0.0	3.4	100.0
9月	18,435	(0.	5)	17,842	(△ 0.0)	0	(-)	0	(-)	593	(17.7)	96.8	0.0	3.2	100.0
10月	19,007	(▲ 0.	3)	18,435	(▲ 0.9)	0	(-)	0	(-)	572	(28.0)	97.0	0.0	3.0	100.0
11月	18,806	(1.	1)	17,869	(🛕 1.3)	0	(-)	0	(-)	937	(90.8)	95.0	0.0	5.0	100.0
12月		()		()		()	0	(-)		()				
令和5年 1月		()		()		()	0	(-)		()				
2月		()		()		()	0	(-)		()				
3月		()		()		()	0	(-)		()				
令和4年度計	149,092	(▲ 0.	5)	143,980	(🛕 1.4)	0	(-)	0	(▲ 100.0)	5,112	(38.0)	96.6	0.0	3.4	100.0
令和4年度月平均	18,637	()	17,998	()	0	()	0	()	639	()	96.6	0.0	3.4	100.0

1. 月別

一般財団法人港湾労働安定協会 東京支部 ()は、対前年同月比(%)

		派遣	元事業	≶所					あっ旋申込							あ	った状況	兄				
	事業所?	実数	対象	東労働者	對数	事	業所数		件数		人数		件数		人数	派遣	元事業	所数	実人数	派遣	2先事業	所数
4 年 4月	[0.0	35)	ĺ	6.1	788]	[🔺	25 (10.7)	(1,073 ▲ 4.6 J	(4,315 ▲ 8.9 〕	[21 • 19.2)	ſ	58 ▲ 44.8 〕	ĺ	0.0	2	18 [A 41.9]	(▲ 33.3	2
5月	[0.0	35)	(5.8	785]		23	(1,011 1.4	(4,178 0.4)	[20 A 25.9)	(56 ▲ 61.6 】	(0.0	2	18 [A 48.6]	(▲ 33.3	2
6月	[0.0	35 1	ſ	5.9	784 1		27 3.8)	ſ	1,176 9.2]	ſ	4,634 1.5 J	ſ	23 A 8.0 J	[74 ▲ 21.3 J	ſ	0.0	2	20 [A 25.9]	ſ	0.0	2
7月	[0.0	35)	(6.5	791)		24	(1,160 11.3)	(4,480 2.7)	[22 4.8)	(69 19.0)	(0.0	2	27 [50.0]	(0.0	2
8月	(0.0	35]	ſ	2.8	798]	[4	25 3.8]	[1,200 16.1)	ĺ	4,652 7.4]	[24 A 7.7]	ĺ	▲ 19.0)	ĺ	0.0	2]	31 (0.0)	(0.0	²
9月	[0.0	35)	(3.0	797]	(25 8.7)	[1,115 10.5)	(4,335 3.0 J	(23 4 .2 J	(▲ 11.0 J	(0.0	2	30 [42.9]	(0.0	2
10月	[0.0	35)	(1.7	794]	(26 0.0)	(1,145 8.5 J	(4,302 0.7 J	(21 1 2.5)	(58 ▲ 29.3 J	(0.0	2	18 [▲ 50.0]	(0.0	2
11月	(0.0	35)	(1.8	793 J	_	28 3.7)	(1,173 11.4 J		4,754 10.6 J	ĺ	0.0)		69 ▲ 13.8 】	C	50.0	3]	29 [A 6.5]	(50.0	3
12月	()	())	()	()	[)	(ĵ	ĺ)	()	(]
5 年 1月	()	()	()	[J	(j	()	ĺ)	()	[]	(]
2月	()	()	ĺ)	()	()	()	()	()	()	(]
3月	()	()	f	ì	[]	ĺ	j	[)	ĺ)	ĺ)	()	()
合計	(0.0	280 J		4.1	330)	[4	203 2.9)	ĺ	9,053 7.9)		35,650 2.1 J	[176 ▲ 9.7 J	[550 ▲ 27.7 】	(6.3	17]	191 (▲ 17.0)	ι .	▲ 5.6	17
月平均	(0.0	35]	(4.1	791]	[4	25 2.9]	1	1,132 7.9)	ĺ	4,456 2.1 J	[22 ▲ 9.7]	ĺ	69 ▲ 27.7 】	(6.3	2]	24 [▲ 17.0]	(▲ 5.6	2

2. 年度別 (月平均)

()は、対前年比(%)

	派遣	元事業所		あっ旋申込				あっ旋状況		
	事業所実数	対象労働者数	事業所数	件数	人数	件数	人数	派遣元事業所数	実人数	派遣先事業所数
21年度	35	703	24	720					9	. 3
	[▲ 2.8]	[▲ 6.9]	(0.0)	[15.4]	[14.2]	[▲ 30.0]	[▲ 34.7]	[0.0]	[▲ 43.8]	[0.0]
22年度	35	692		794			67	3	19	
	[0.0] 35	[A 1.6]	[A 4.2]	[10.3] 822	(6.6)	[14.3] 26	[36.7] 74	[0.0]	(111.1)	[0.0]
23年度	(0.0)	[🔺 4.0]	[0.0]	[3.5]	[8.1]	[A 18.8]	[10.4]	[0.0]	[47.4]	[0.0]
0.4年底	35	639	24	873	3,705	22	56	2	16	2
24年度	[0.0]	[▲ 3.8]	[4.3]	[6.2]	[A 2.4]	[▲ 15.4]	[▲ 24.3]	[▲ 33.3]	[▲ 42.9]	[▲ 33.3]
25年度	36	757	24	920	3,761	21	57	2	13	2
25千皮	[2.9]	[18.5]	(0.0)	[5.4]	(1.5)	[▲ 4.5]	[1.8]	[0.0]	[🔺 18.8]	[0.0]
26年度	37	873		926			69	_	19	_
	[2.8]	[15.3]	[4.2]	(0.7)	[🔺 3.5]	[4.8]	[21.1]	[0.0]	[46.2]	[0.0]
27年度	37 [0.0]	842 [▲ 3.6]	26 [2.7]	876 [▲ 5.4]	3,532 [▲ 2.6]	20 [A 8.0]	57	[0.0]	10 (A 48.2)	[0.0]
oo te ste	37	809		926			57		11	1
28年度	[0.0]	[🔺 7.3]	[2.7]	[0.0]	[▲ 2.9]	[▲ 8.0]	[▲ 18.1]	[▲ 50.0]	[42.1]	[▲ 50.0]
29年度	37	801	27	956	3,861	20	49	1	7	1
29年及	(0.0)	[🛕 1.0]	[5.3]	[3.2]	[9.6]	[▲ 0.4]	[▲ 14.2]	[▲ 33.3]	[▲ 31.0]	[▲ 33.3]
30年度	36	797		1,031	4,154		69	2	. 21	2
00 及	(▲ 2.3)	[▲ 0.5]	[10.9]	[7.9]	[7.6]	(7.9)	[42.1]	[58.3]	(183.9)	[125.0]
1年度	35	786		1,068		[3.4]	77 [11.9]	[19.0]	27	3
	[▲ 3.0] 35	[A 1.4]	(A 2.0)	(3.5) 990	[12.6] 4,068		77	(19.0 J	(32.4)	[18.5]
2年度	[0.0]	[A 2.1]	(▲ 6.9)	(▲ 7.3)	(▲ 13.1)	[0.0]	[🛕 0.1]	[0.0]	(▲ 5.8)	[▲ 6.3]
0年度	35	743		1,061	4,448	27	126	2	33	
3年度	[0.0]	[▲ 4.6]	[1.9]	[6.4]	[7.3 j	[10.4]	[23.6]	[0.0]	(3.1)	[0.0]

1. 月別

一般財団法人港湾労働安定協会 東京支部 ()は、対前年同月比(%)

1. 月別																	()/4,	刈 則:	午回月比り	(%)
				業所			あっ旋申込								った炭状					
	Tel I	事業所実数	文	1象労働者数	事業所数		件数		人数		件数		人数	派遣	元事業	所数	実人数	派遣	貴先事業所	τ数
3 年 4月		35 (0.0)	(743 ▲ 4.6 〕	28 (0.0)	(1,125 0.7)	(4,736 3.1]	(26 8.3)	(105 31.3)	(0.0	2]	31 (10.7)	(0.0	3
5月		35 (0.0)	(742 ▲ 4.5 〕	26 (4.0)	(997 13.6)	(4,160 12.6)	(27 12.5)	(146 18.7)	(0.0	2)	35 (A 2.8)	(0.0	3
6月		35 (0.0)	(740 ▲ 4.8 〕	26 [A 3.7]	(1,077 5.0)	(4,564 6.7)	(25 0.0)	(94 2.2)	(0.0	2]	27 (1 2.9)	(▲ 33.3	2
7月		35 (0.0)	(743 ▲ 4.4)	27 (A 3.6)	(1,042 4.8)	(4,363 2.9)	(21 ▲ 8.7 J	(58 ▲ 18.3)	(0.0	2]	18 (▲ 28.0)	(0.0	2
8月		35 [0.0]	(776 0.3)	26 [▲ 3.7]	ĺ	1,034 17.6)	ι	4,331 18.1)	(26 23.8]	ί	105 81.0)	(0.0	²	31 (72.2)	_[_	0.0	²
9月		35 [0.0]	(774 0.5]	23 (A 17.9)	(1,009 3.0]	(4,207 4.5]	(9.1 J	(91 35.8)	(0.0	2]	31 (24.0)		0.0	2
10月		35 (0.0)	(781 1.8 J	26 (A 7.1)	(1,055 ▲ 2.0)	(4,273 ▲ 0.4 J	(24 4.3)	(82 13.9)	(0.0	2]	36 [44.0]	(▲ 33.3	2
11月		35 (0.0)	(779 1.6)	27 (A 3.6)	(1,053 11.1)	(4,297 15.0)	(▲ 8.3]	(80 ▲ 19.2 J	(0.0	²	31 (3.3)	(▲ 33.3	2
12月		35 [0.0]	(779 1.6)	26 [A 7.1]	(1,044 0.3)	į	4,206 ▲ 2.1	(0.0]	(0.0)	(0.0	2]	22 (A 21.4)	(0.0	3
4 年 1月		35	(778 2.1)	24 (A 7.7)	(936 5.3)	(3,804 6.2)	(22 15.8 J	(79 46.3	(0.0	2	24 (33.3)	(50.0	3
2月		35	(773 2.0)	22 (A 18.5)	(907 ▲ 1.2 J	(3,609 ▲ 4.3)	ſ	5.0 l	(78 16.4)	(0.0	2	20 (A 23.1)	(0.0	2
3月	Î	35 [0.0]	(793 5.0)	26 (4.0)	(1,109 A 1.6	(4,479 ▲ 3.7 J	(9.1 J	(95 58.3)	(0.0	2	31 (72.2)	(50.0	3
合計		420 0.0	(9,201 ▲ 0.3 】	307 (▲ 5.5)	ĺ	12,388 4.3)	(51,029 4.5	(285 5.6]	ĺ	1,094 18.4)	(0.0	24]	337 (9.4)	(▲ 3.3	29]
月平均		35 [0.0]	(767 ▲ 0.3	26 (A 5.5)	ĺ	1,032 4.3)	(4,252 4.5)	ί	24 5.6]	ſ	91 18.4)	(0.0	2	28		▲ 3.3	2

2. 年度別 (月平均) ()は、対前年比(%)

	派遣元事業所		あっ旋申込			あっ旋状況				
	事業所実数	対象労働者数	事業所数	件数	人数	件数	人数	派遣元事業所数	実人数	派遣先事業所数
21年度	35	703	24	720	3,296		49		9	3
	[▲ 2.8]	[▲ 6.9]	(0.0)	[15.4]	[14.2]	〔 ▲ 30.0〕	〔 ▲ 34.7 〕	(0.0)	[▲ 43.8]	(0.0)
22年度	35 (0.0)	692 (▲ 1.6)	23 (A 4.2)	794 (10.3)	3,512 (6.6)	32 (14.3)	67 (36.7)	(0.0)	19 [111.1]	[0.0]
23年度	35	664	23	822	3,795	26	74	: 3	28	3
	(0.0)	[▲ 4.0]	(0.0)	(3.5)	(8.1)	(▲ 18.8)	(10.4)	(0.0)	(47.4)	(0.0)
24年度	35 (0.0)	639 (▲ 3.8)	24 (4.3)	873 (6.2)	3,705 [▲ 2.4]	22 (A 15.4)	56 (▲ 24.3)	(▲ 33.3)	16 (4 2.9)	[▲ 33.3]
25年度	36	757	(0.0)	920	3,761	21	57 (1.8)	(0.0)	13	(0.0)
	(2.9)	(18.5) 873	25	(5.4) 926	(1.5)	(A 4.5)	69		(▲ 18.8)	(U.U)
26年度	(2.8)	(15.3)	(4.2)	(0.7)	3,020 [▲ 3.5]	(4.8)	(21.1)	(0.0)	19 (46.2)	[0.0]
27年度	(0.0)	842 (▲ 3.6)	26 (2.7)	876 (▲ 5.4)	3,532 (▲ 2.6)	20 (A 8.0)	57 (A 18.1)	(0.0)	10 (A 48.2)	(0.0)
28年度	(0.0)	809 (A 7.3)	26 (2.7)	926	3,523	20 (A 8.0)	57		11 (A 42.1)	[▲ 50.0]
29年度	37	801 (A 1.0)	27 (5.3)	956 (3.2)	3,861	20 (A 0.4)	49		7 (A 31.0)	1 (A 33.3)
30年度	36 (▲ 2.3)	797	30 (10.9)	1,031 (7.9)	4,154 (7.6)		69 (42.1)		21 (183.9)	2 (125.0)
1年度	35 (A 3.0)	786	29 (A 2.0)	1,068	4,679		77 (11.9)		27	(18.5)
2年度	35	769	27 (A 6.9)	990 (A 7.3)	4,068		77 (A 0.1)	(0.0)	26 (A 5.8)	3 (▲ 6.3)